

植草学園短期大学紀要投稿規程

2008年11月改定
2009年7月改定
2010年7月改定
2018年11月改定
2019年2月改定

1. 紀要の目的

植草学園短期大学紀要は、本学教員の研究及び研究成果の発表の場とする。

2. 投稿資格

紀要に投稿することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の専任教職員及び名誉教授
- (2) 専任教員の指導又は協力を受けた本学非常勤教員又は学外の共同研究者
- (3) その他研究委員会が認めた者

3. 投稿原稿

- (1) 投稿原稿は、他に未発表のものに限る。
- (2) 投稿原稿の内容は、倫理的配慮が十分になされたものであること。
- (3) 投稿できる論文の数は、1回の発行につき、原則として1人1編とする。ただし、研究委員会がその掲載の必要性を認めた場合は、この限りではない。
- (4) 原稿の採否は研究委員会で行う。

4. 著作権

本学紀要に掲載された投稿原稿の著作権はそれぞれの執筆者に属するが、各執筆者は、本学紀要の電子化・公開に必要な限度でその権利が植草学園短期大学によって行使されることを承認するものとする。

5. 投稿原稿の形式等

投稿原稿の形式は、原則として次のとおりとする。

- (1) 原稿の分量は、A4判(40字×40行)で、図表を含め原則として、論文10～15枚、研究ノート・資料6～10枚、書評・その他は6枚以内とする。すべての内容をプリントした原稿と、電子データに保存したものを提出すること。400字詰原稿用紙を使用する場合は、図表を含め原則として、論文40枚、研究ノート・資料20枚、書評・その他は10枚とする。
- (2) 引用・参考文献については、文末に出典を明記すること。
- (3) 図表・写真は必要最小限度にとどめること。
- (4) 欧文タイトル、和文抄録(400字以内)、キーワード(5語以内)を記載すること。
- (5) 初校・再校は執筆者の責任において行う。
- (6) 執筆者については、冊子3部、別刷10部を進呈するものとし、これを超えるものについては、執筆者が配当された研究費(専任の場合)等により負担するものとする。

6. この規程に定めるもののほか、紀要の発行について必要な事項は、委員長が研究委員会に諮って定めることとする。

植草学園短期大学紀要 第21号

2020年3月31日発行

編集 植草学園短期大学研究委員会

発行所 植草学園短期大学

〒264-0007

千葉県若葉区小倉町1639番3

電話 043 (233) 9031